

# 平成26年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

## 1 市町村の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、過疎法等の地域振興関連8法（以下、「8法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する市町村で実施することができる。

山梨県内の27市町村のうち、指定された地域を有する市町村は26市町村あり、そのうち26年度に同制度を実施した市町村は21市町村である。

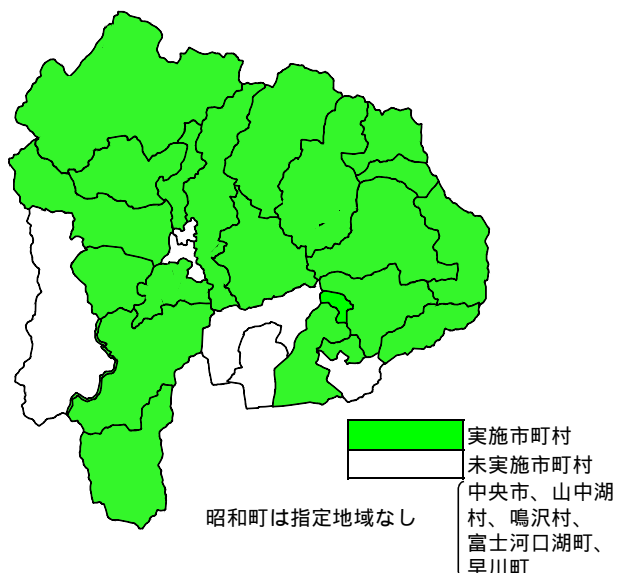
なお、5町村のうち3市町村は同制度の規定する下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がない、2町村が農家の高齢化等により協定締結ができない等の理由から制度を実施していない。

表-1

		対 象 市 町 村 数	実 施 市 町 村 数
8法地域	全域指定	14	12
	部分指定	9	7
特認地域	全域指定	2	1
	部分指定	10	7
合 計		26	21

注) 特認基準の部分指定地域については、8法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。

(重複市町村: 甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、富士河口湖町)



## 2 協定締結の状況

### (1) 協定形態別内訳

平成26年度協定数は、集落協定353、個別協定8で合計361（前年度から増減なし）であった。

集落協定参加者数は37人減少し、12,933人となり、協定面積は、集落協定で4ha増加し、4,057ha、個別協定では前年度と同じ42haで、合計4,099haとなっている。

協定への交付金は、集落協定で215千円減少し、521,030千円、個別協定は前年と同額の4,403千円で、合計525,433千円の交付となっている。

また、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するための段階的単価別では、集落協定で、通常単価協定が224(63%)、8割単価協定129(37%)、個別協定では全協定が通常単価協定となっており、前年度からの増減はない。

表-2

(単位: 件、人、ha、千円)

	集落協定	うち		個別協定	計	前年比(%)
		通常単価	8割単価			
協定数	353	224	129	8	361	100.0%
参加者数	12,933	8,825	4,108	8	12,941	99.7%
協定面積	4,057	3,070	987	42	4,099	100.1%
交付金額	521,030	437,865	83,164	4,403	525,433	99.96%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### (2) 協定面積に占める農振農用地区域編入面積

表-3 今期対策(H22~)における農振農用地区域編入面積(単位: a)

	田	畑	計
平成22年度~	9	3	12
協定面積占有率(%)	0.002%	0.001%	0.003%

(3) 協定参加者の構成

表-4 集落協定参加者の構成 (単位:人、組織)

農業者	法人	農業生産組織	その他組織	非農業者	その他
12,306	39	12	90	457	29
					合計
					12,933

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる。  
その他の組織には土地改良区、水利組合が含まれる。

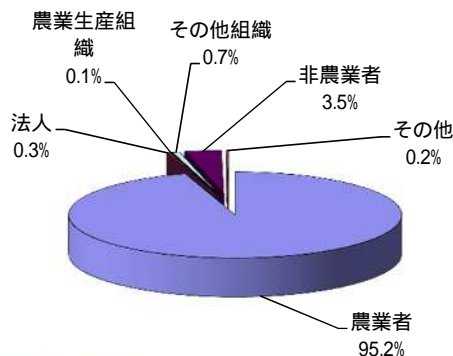
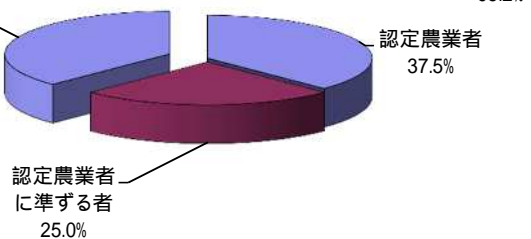


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	認定農業者に準ずる者	農業生産法人	計
3	2	3	8

農業生産法人  
37.5%



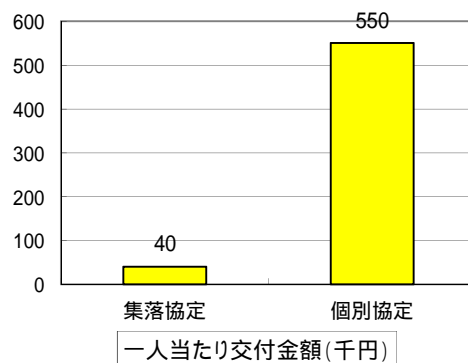
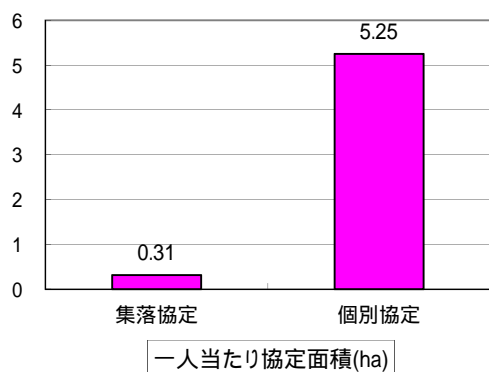
(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

協定面積では集落協定は一協定当たり11.49ha、一人当たり0.31ha、個別協定は一人当たり5.25haとなっている。

また、交付金額では集落協定は一協定当たり1,476千円、一人当たり40千円、個別協定は一人当たり550千円となっている。

表-6 (単位:人、ha、千円)

	計	集落協定						個別協定	
		全体		通常単価協定		8割単価協定		全体	一人当たり
		一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり		
協定面積	4,057	11.49	0.31	13.71	0.35	7.65	0.24	42	5.25
交付金額	521,030	1,476	40	1,955	50	645	20	4,403	550
面積H25比	100%	100%	101%	100%	99%	100%	100%	100%	100%



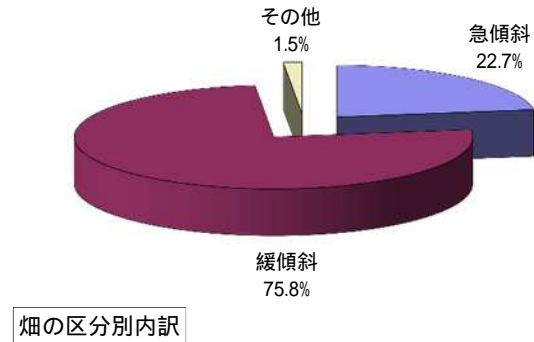
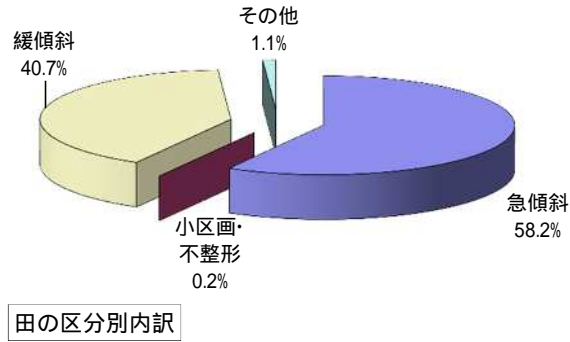
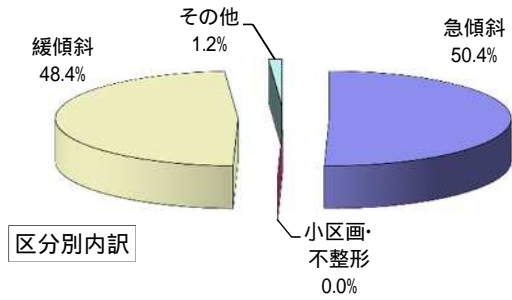
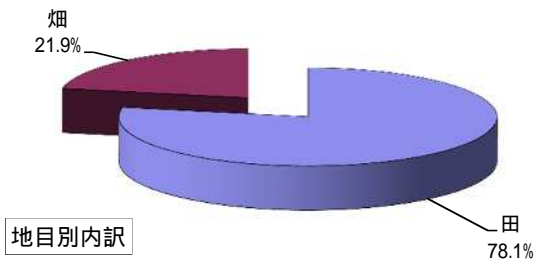
(5) 協定面積の地目・区分別内訳

地目別では田が78.0%、畑が22.0%となっている。区分別では急傾斜が50.4%、小区画・不整形が0.0%、緩傾斜が48.4%、その他が1.2%となっている。

表-7 (単位:ha)

	急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	その他(1)	計
田	1,864	0	1,302	35	3,201
前年比(%)	100.0%	0.0%	100.3%	100.0%	100.2%
畑	204		681	14	898
前年比(%)	99.4%		100.1%	97.2%	99.9%
計	2,067	0	1,983	49	4,099

1は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。



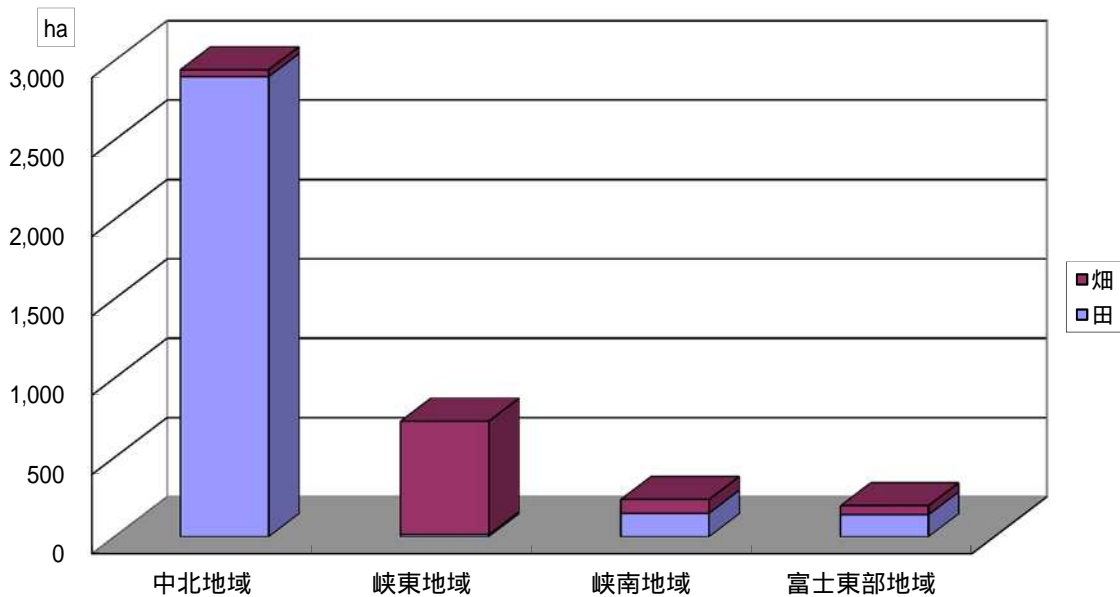
(6) 地域別実施状況

協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いのが中北地域で2,942ha(前年5ha増)となっている。地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,899ha(同4ha増)、畑で最も多いのが峡東地域で715ha(前年同)となっている。

表-8 (単位: ha)

	田	畑	計	割合
中北地域	2,899	43	2,942	71.8%
峡東地域	14	715	728	17.8%
峡南地域	149	85	234	5.7%
富士東部地域	139	56	195	4.8%
計	3,201	899	4,099	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

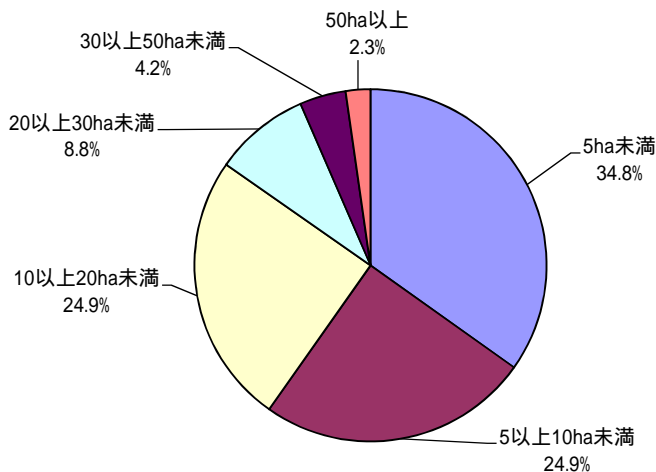


(7) 集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定当たりの平均協定面積は約11ha(表-6参照)であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが1ha以上5ha未満で123協定(34.8%)、次に5ha以上10ha未満、10ha以上20ha未満がそれぞれ88協定(それぞれ24.9%)となっている。

表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	49	41	64	28	11	7	200
峡東地域	22	27	20	3	3	0	75
峡南地域	32	10	3	0	1	0	46
富士東部地域	20	10	1	0	0	1	32
計	123	88	88	31	15	8	353

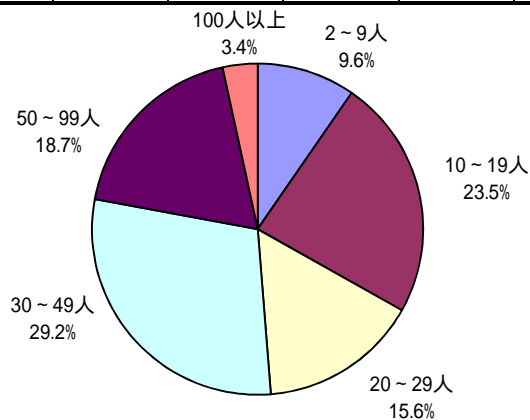


(8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均協定人数は36.6人(12,933人/353協定)であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが30人以上50人未満で103協定(29.2%)、次が10人以上20人未満で83協定(23.5%)となっている。

表-10

	2~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	計
中北地域	20	38	29	61	45	7	200
峡東地域	7	19	11	22	15	1	75
峡南地域	6	12	12	10	3	3	46
富士東部地域	1	14	3	10	3	1	32
計	34	83	55	103	66	12	353



### 3 共同取組活動の実施状況

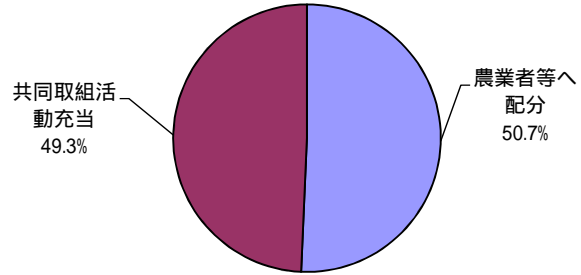
#### (1) 集落協定における交付金の配分状況

条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金額の概ね1/2以上を個人配分に充てることが原則であるとしている。  
 交付金の配分状況は農業者へ264,234千円(50.7%)が配分されている。

表-11 (千円、%)

	共同取組活動充当	農業者等へ配分	計
金額	256,795	264,234	521,029
前年比	102.6%	97.5%	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

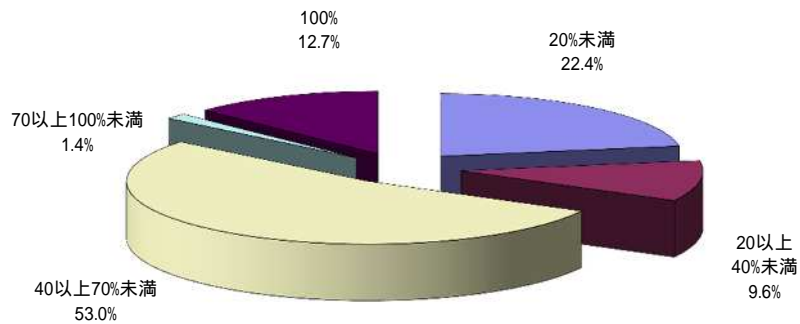


#### (2) 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で187協定(53.0%)となっている。その内訳としてエリア4ブロック別に見ると最も多いのが中北地域で154協定となっている。

表-12

	20%未満	20%以上40%未満	40%以上70%未満	70%以上100%未満	100%	計
中北地域	29	4	154	1	12	200
峡東地域	42	20	7	3	3	75
峡南地域	0	13	4	0	29	46
富士東部地域	8	0	22	1	1	32
計	79	37	187	5	45	353



(3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置づけられている共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると、最も多く位置づけられている使用方法及び金額は、「水路・農道等の維持管理」で259協定(73.4%)、123,395千円となっている。次いで、「役員報酬」が242協定(68.6%)、27,367千円、「農地管理」が111協定(31.4%)、31,484千円の順となっている。また、共同取組活動に対する交付金の10.5%が共同利用機械購入、共同利用施設整備、災害時の復旧、集落活動として行う各種イベントのため積み立てられている。

上記説明文中の( )内の%は全集落協定数353協定に対する割合を示す。

また、10.5%は当該年度の共同取組活動充当金額に占める当該年度の積み立て金額を示す。

それぞれの項目における主な交付金の使途

- ・役員報酬：集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等：協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修に係る費用
- ・水路・農道等の維持管理：水路・農道等の清掃、補修、点検等に係る費用
- ・農地管理：畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理、復旧、農作業受委託等に係る費用
- のり面とは、傾斜地で上部に平地を作った時に周辺部にできる斜面部分
- ・鳥獣害防止対策：防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等の費用
- ・共同利用機械購入：トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等の費用
- ・共同利用施設整備：育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等の費用
- ・多面的機能を増進する活動：景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等に係る費用
- 景観作物とは、ひまわり、コスモス、ピオラ等の観賞用草花
- ・その他：積立、その他共同活動に係る費用

表-13

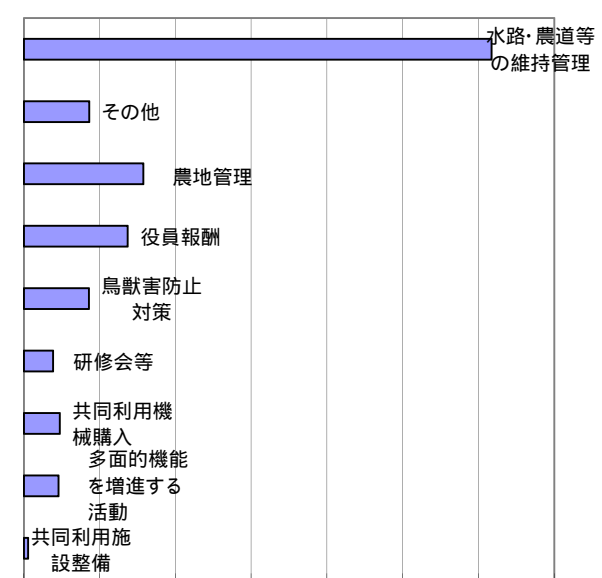
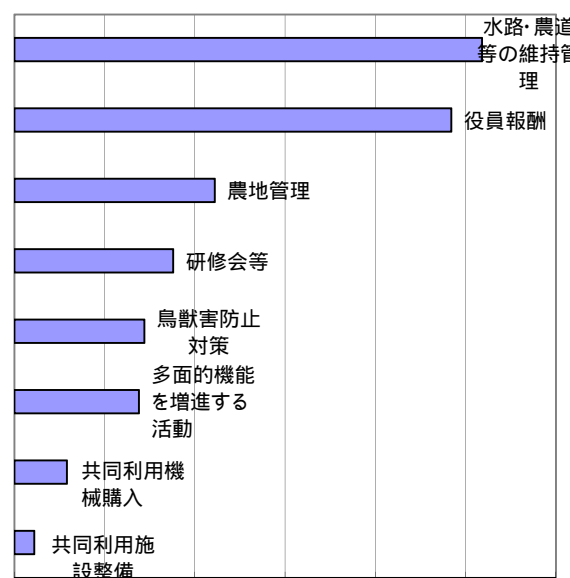
(千円)

	役員報酬	研修会等	水路・農道等の維持管理	農地管理	鳥獣害防止対策	共同利用機械購入	共同利用施設整備	多面的機能を増進する活動	その他
選択協定数	242	88	259	111	72	29	11	69	208
使用金額	27,367	7,684	123,395	31,484	17,111	9,430	1,110	9,058	17,170

協定数は、当該活動に交付金を使用した協定数である。

(複数選択)

使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



選択協定数

使用金額

(千円)

(4) 農業生産活動等(耕作放棄の防止等)に関する事項 **全集落協定(353協定)が実施する取組**

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等(耕作放棄地の防止等)に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「農地のり面の管理」で264協定(74.8%)で、次いで「鳥獣害防止対策」が123協定(34.8%)、「賃借権設定・農作業の委託」が98協定(27.8%)、の順となっている。

上記説明文中( )内の%は全集落協定数353協定に対する割合を示す。

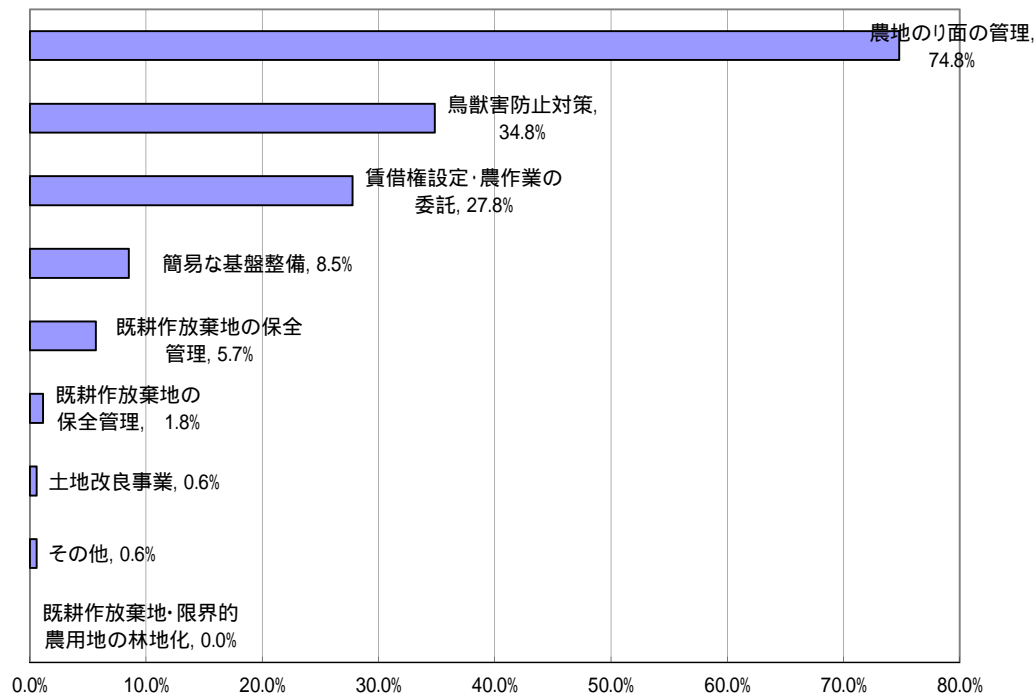
表-14

	賃借権設定・農作業の委託	既耕作放棄地の復旧	既耕作放棄地・限界的農用地の林地化	既耕作放棄地の保全管理
選択協定数	98	4	0	20

	農地のり面の管理	鳥獣害防止対策	簡易な基盤整備	土地改良事業	その他
選択協定数	264	123	30	2	2

(複数選択)

その他には、自然災害を受けている農用地の復旧が含まれる。





(5) 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項 **全集落協定（353協定）が実施する取組**

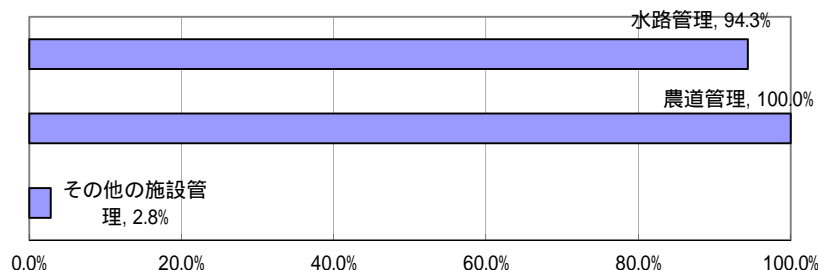
集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「水路の管理」を位置付けている協定が333協定（94.3%）、「農道の管理」を位置付けている協定数は353協定（100%）となっている。また、「その他の施設の管理」は10協定（2.8%）で位置付けている。

上記説明文中（ ）内の%は全集落協定数353協定に対する割合を示す。

表-15

	水路管理	農道管理	その他の施設管理
選択協定数	333	353	10

（複数選択）



(6) 多面的機能を増進する活動に関する事項 **全集落協定（353協定）が実施する取組**

集落協定に位置付けられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「国土保全機能を高める取組」が最も多く、234協定（66.3%）で位置付けられている。次いで、「保健休養機能を高める取組」で124協定（35.1%）、「自然生態系の保全に資する取組」で60協定（17.0%）の順となっている。

上記説明文中（ ）内の%は全集落協定数353協定に対する割合を示す。

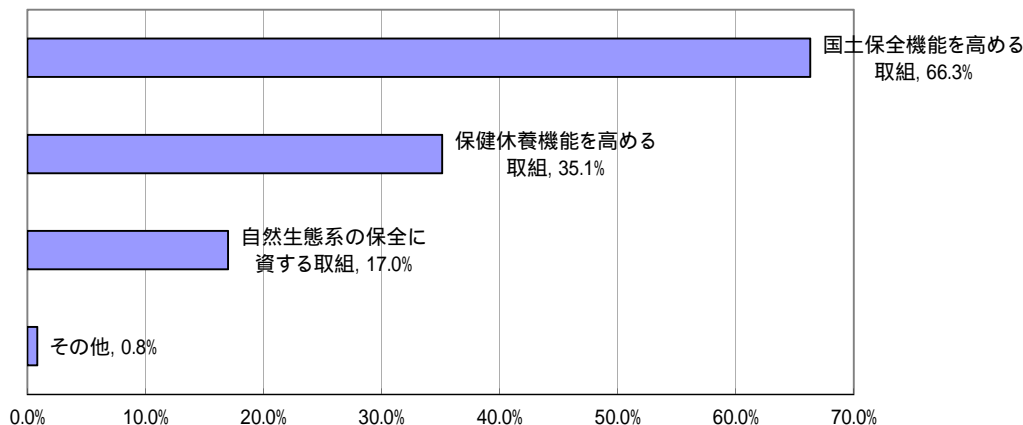
それぞれの取組の主な内容

- ・国土保全機能を高める取組：周辺林地の下草刈り、土壌流亡に配慮した営農
- ・保健休養機能を高める取組：棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営、体験民宿（グリーン・ツーリズム）、景観作物の作付け
- ・自然生態系の保全に資する取組：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け

表-16

	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組	その他
選択協定数	234	124	60	3

（複数選択）





(7) 集落マスタープランの内容 **全集落協定(353協定)が定める**

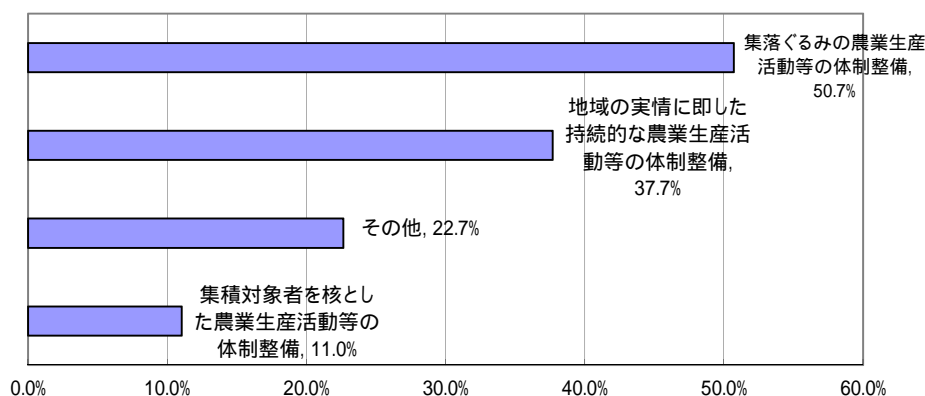
集落協定に規定されている集落マスタープランに記載した集落の目指すべき将来像の内容をみると、「集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備」が最も多く、179協定(50.7%)であった。次いで、「地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備」で133協定(37.7%)、「その他」で80協定(22.7%)の順となっている。

上記説明文中( )内の%は全集落協定数353協定に対する割合を示す。

表-17

	集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備	集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備	地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備	その他
選択協定数	39	179	133	80

(複数選択)



(8) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 **通常単価協定(224協定)のみ実施**

通常単価の交付を受ける集落協定に位置付けられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項のうち、農用地等保全体制の整備として作成する農用地等保全マップに記載する内容をみると、「農地法面、水路・農道等補修・改良」が最も多く、208協定(92.9%)であり、次いで「その他将来に向けた適正な農用地保全」が23協定(10.3%)、「農地の保

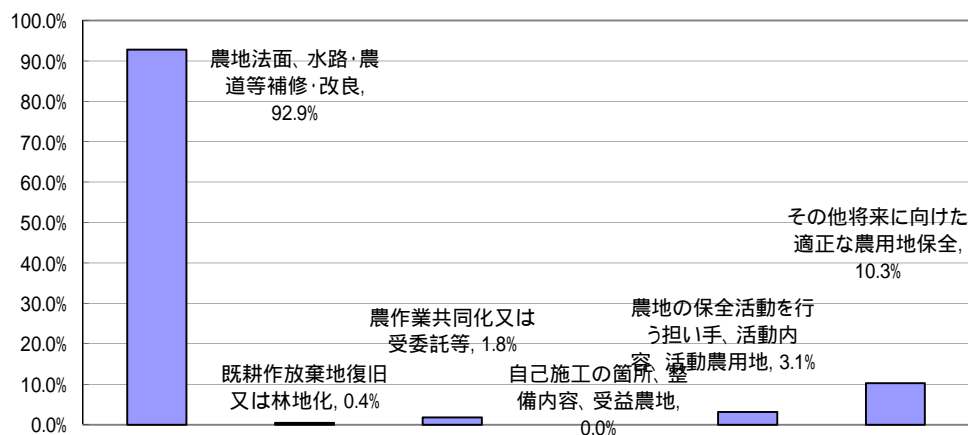
全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地」が7協定(3.1%)で続いている。

上記説明文中( )内%は通常単価協定数(224協定)に対する割合を示す。

表-18 農用地等保全マップの作成内容

	農地法面、水路・農道等補修・改良	既耕作放棄地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	自己施工の箇所、整備内容、受益農地	農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	その他将来に向けた適正な農用地保全
選択協定数	208	1	4	0	7	23

(複数選択)



農用地等保全マップの作成内容

(9) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 **通常単価協定のみ実施**

通常単価の交付を受ける集落協定に位置づけられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき活動内容をみると、今期対策から追加された要件であるC要件のうちの「集落ぐるみ型」が最も多く176協定(52.2%)となっており、次いでC要件の「組織対応型」が29協定(8.6%)、A要件のうちの「認定農業者の育成」が23協定(6.8%)、「高付加価値農業の実践」が20協定(5.9%)、「協定農用地の拡大」と「機械・農作業の共同化」がそれぞれ19協定(5.6%)の順となっている。なお、当県はB要件を選択している協定はない。

上記説明文中( )内%は要件選択協定数の合計(337)に対する割合を示す。

第3期対策最終年度となり、集落の高齢化対策を検討した結果、C要件の追加やA要件からC要件への変更をした集落協定が見られる。

表-19

A 要件 (51協定が選択)									
	協定農用地の拡大	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売	新規就農者の確保	認定農業者の育成	多様な担い手の確保	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託
選択協定数	19	19	20	7	5	23	6	1	3

C 要件 (198協定が選択)						
	集落ぐるみ型	組織対応型	担い手型	都市農村交流型	行政等支援型	その他
選択協定数	176	29	15	1	9	4

A要件とC要件は重複して選択可能(32協定が重複選択)  
B要件を選択した集落協定はない。

